

令和4年7月

レンタカー事業者 各位

岐阜運輸支局輸送・監査担当

「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」の一部改正について（お知らせ）

平素は国土交通行政にご協力賜り、誠にありがとうございます。

表題の通り、レンタカーの取扱いを一部変更しましたのでお知らせいたします。主な変更点は下記の通りとなりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

### **（１）増車及び代替について**

マイクロバス以外の車種は、増車の届出及び代替の手続きが不要となりました。令和4年7月以降、マイクロバス以外の車種をレンタカーとして登録（届出）しようとする場合は、輸送・監査担当を経由せず、直接、登録担当（飛騨自動車検査登録事務所）又は軽自動車検査協会岐阜事務所に登録（届出）書類を提出願います。マイクロバスの導入及び増車・代替についても届出は不要となりましたが、登録時に異動連絡書が必要となります。輸送担当窓口において以下の書類を提示頂き、異動連絡書の交付を受けてください。

〈新たにマイクロバスを導入する場合〉

- ・導入予定のマイクロバスの車名、年式、乗車定員、バスの長さが確認できる書類（車検証の写し等）
- ・直近2年間のマイクロバス以外の車種の貸渡簿の写し（電磁的記録を書面に出力したもので可）

※新たにマイクロバスを導入する場合は、マイクロバス以外の車種による2年以上のレンタカーの経営実績を有すること、及び、貸渡自動車の使用禁止以上の処分を受けていないことが必要となります。

〈既にマイクロバスの貸渡を行っており、マイクロバスを増やす場合〉

- ・導入予定のマイクロバスの車名、年式、乗車定員、バスの長さが確認できる書類（車検証の写し等）

- ・直近2年間のマイクロバスの貸渡簿の写し（電磁的記録を書面に出力したもので可）

〈マイクロバスを代替する場合〉

- ・使用しなくなるマイクロバスの車検証の写し
- ・導入予定のマイクロバスの車名、年式、乗車定員、バスの長さが確認できる書類（車検証の写し等）

## **（２）利用者に対する重要事項の説明について**

レンタカー、カーシェアの利用者に対し、貸渡し前に重要事項の説明を行い、トラブルが起こらないように努めなければなりません。重要事項とは例えば下記の内容を指します。

- ・借受人の損害賠償責任及び営業補償責任の内容
- ・貸渡人の保険又は補償制度の内容及び条件
- ・借受人が講ずべき故障、事故、盗難時の措置
- ・違法駐車の場合の措置及び返還遅れとなる場合の措置

重要事項として説明すべき項目については、今後国土交通省において参考資料として公表する予定です。その際は当支局のHPでも周知させていただきます。

## **（３）事務所での掲示や貸渡証のデジタル対応について**

下記の5点が変更となりました。

- ① 運転者の労務供給を行ってはならないことの掲示義務について、電磁的方法で閲覧出来れば、掲示は求めない。
- ② 貸渡料金及び貸渡約款の事務所への掲示義務について、電磁的方法で閲覧出来れば、掲示は求めない。
- ③ 配置事務所ごとの車両管理状況の把握について、レンタカー型カーシェアリング以外でもIT等の活用により車両の管理が出来ていれば、配置事務所ごとの車両管理は必要ないことを明確化。
- ④ 貸渡簿の保存方法について、電磁的記録のみでも差し支えないことを明確化。
- ⑤ 貸渡証の交付・携行義務について、レンタカー型カーシェアリング以外でも電磁的方法で貸渡証を交付出来れば良いことを明確化。

#### **(4) 任意保険加入義務について**

許可取得後も継続して「公示で定められた額以上の任意保険」に加入すべきことが許可の条件として明確化されました。

#### **(5) 貸渡実績報告書の様式変更について**

主な変更点は以下のとおりです。

- ①軽自動車の内数、四半期毎の車両数を削除。
- ②レンタカー型カーシェアリングの情報が把握出来るよう項目を追加。

様式は岐阜運輸支局のHPもしくは国土交通省HPから入手できます。

##### ★【岐阜運輸支局HPから入手】

レンタカー→「既にレンタカー事業を営んでおられる方」→定期報告様式

(<https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/gifu/renta.html>)

##### ★【国土交通省HPから入手】

政策情報・分野別一覧（自動車をクリック）



事業者・運送者向け情報（レンタカーをクリック）



【令和4年度分以降の報告様式】貸渡実績報告書及び事務所別車種別配置車両数一覧表

([https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk3\\_000061.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000061.html))

以上となります。

以後、実績報告書の様式変更など取り扱いに変更がありましたら、随時HP（岐阜運輸支局）にて周知しますので、適宜ご確認をお願いいたします。

#### **☎【お問い合わせ先】**

\*\*\*\*\*

〒501-6133

岐阜市日置江2648-1

岐阜運輸支局 輸送・監査担当（レンタカー担当）

TEL:058-279-3714 FAX:058-270-1061

\*\*\*\*\*